

平成 26 年 2 月 6 日

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

山口銀行は、平成 25 年 12 月に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が共同で設置）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。※）を踏まえた態勢整備を平成 26 年 2 月 3 日より実施致しました。

今後、本ガイドラインにもとづき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづいて誠実に対応するよう努めて参ります。

※中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則

本ガイドラインの詳細については、以下の URL をご参照ください。

全国銀行協会：<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

日本商工会議所：<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

以 上